

# 第 1 回市原市男女共同参画審議会議事録

## (議事要旨)

1. 日 時：平成 26 年 10 月 30 日（木） 午後 1 時 00 分～3 時 00 分
2. 場 所：市民会館 会議室棟 3 階大会議室
3. 出席者：(委員)  
高柴委員・西山委員・国松委員・長谷川委員・秋山委員・安樂委員  
鈴木委員・守田委員・川島委員  
(事務局)  
石井企画部長  
人権・国際課・・・三澤課長・木村係長・大高主任
4. 傍聴人 なし
5. 会議次第
  - 1 開会
  - 2 会長挨拶
  - 3 部長挨拶
  - 4 議事
    - (1) 2014（平成26）年版 市原市男女共同参画年次報告について
    - (2) 市原市 DV 防止基本計画策定に向けた基本的な考え方について
  - 5 その他  
ファミリーマートのレディースデーに関する相談について
  - 6 閉会
6. 議事等の概要
  - (1) 2014（平成26）年版 市原市男女共同参画年次報告について  
男女共同参画社会づくりの推進に関する施策の実施状況について、事務局より説明し意見をいただいた。
  - (2) 市原市 DV 防止基本計画策定に向けた基本的な考え方について  
今後の策定に向けた考え方について事務局より説明し意見をいただいた。
  - (その他) ファミリーマートのレディースデーに関する相談について  
事務局より説明し意見をいただいた。
7. 会議経過  
(別紙)

(別紙) 会議経過

第1回審議会

- 1 開会
- 2 議事
- 3 閉会

事務局：(事務局より委員名簿の訂正の連絡)

国松委員の団体等の名称に「千葉家庭裁判所参与員」とありますが、昨年度までということですので、「認定NPO法人 DV被害者支援活動促進のための基金 副理事長」に訂正お願いいたします。

会長挨拶：お忙しいところお出でいただきありがとうございます。昨年度行いました前回の会議では、DVのアンケートの内容について熱心に審議をいただきました。今回は、DV防止基本計画の策定に向けた基本的な考え方について審議いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

部長挨拶：国では、企業が女性の活躍に関する行動計画を作るといった女性活躍推進法案が国会へ提出されています。また、地域創生本部の中でも女性の活躍が中心に据えられており、非常に関心の高いところです。

本日は後ほど、男女平等ということについて、皆さんに相談したいことがあります。それは、ファミリーマートがレディースデーをやっているのですが、これが男性差別にあたるのではないかという相談が市にありました。関心が高まるにつれて、そういったことを差別と感じる方が増えているので皆様の意見をいただきたいと思います。

事務局：それでは、これ以降の議事進行につきましては、審議会規則第3条第1項により西山会長をお願いいたします。

議長：それでは、審議会の開会に先立ちまして、何点か確認をしたいと思います。まず、本審議会の成立要件について確認をしたいと思いますので、事務局より報告をお願いします。

事務局：市原市男女共同参画審議会規則第3条第2項の規定により、委員の皆様の過半数の出席が必要となっております。本日は委員14名のうち9名のご出席をいただいております。

議長：ただいま事務局より出席委員の報告がありました。その結果、市原市男女共同参画審議会規則第3条第2項の規定により、本審議会は成立しております。また本審議会は、市原市情報公開条例に基づき公開を原則としておりますが、傍聴希望の方はありますか。

事務局：本日は傍聴者がおりません。

議 長：それでは次に、本日の議事録署名人につきまして、国松委員、高柴委員の二人にお願いできますでしょうか。

【国松委員・高柴委員了承】

議 長：それでは、次第に基づきまして議事に入ります。

議事（１）2014(平成26)年版 市原市男女共同参画年次報告書について、事務局より説明をお願いします。

事務局：（（１）2014(平成26)年版 市原市男女共同参画年次報告書について、資料に基づき事務局より説明）年次報告は、条例上定められているものです。この報告書について確認いただいた後、公表していくものです。

議 長：それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

委員：P11のプレママ教室については、ボランティアとしてお手伝いしているが、子どもたちが少ない中で、多くの母親が参加している。父親もたくさん参加しており、若い世代へのPRにはとてもいいことであると思います。是非継続して更に充実してほしいと思います。

委員：審議会等の女性の登用についてですが、P37に審議会等の一覧が載っています。ここに公募委員数を載せているのですが、公募委員数についてここまで公表している市町村は少ないので良いと思います。今後も公募委員を増やしながら女性委員も欲しいと思います。また、女性委員がいない審議会等が見られますが、限りなくなくすることが可能であると思います。庁内で話し合いをするときに呼びかけるなどして、是非、力を入れて数値を増やして欲しいです。

議 長：全ての審議会の平均で、女性委員を3割、4割と目指していただくだけでなく、女性委員がゼロのところをできるだけなくしていくということが必要ではないかと思います。また、女性しかいないところは男性を入れるなど目配りをして欲しいと思います。充て職が多い場合は、団体へ依頼するときに代表者ではなく代表に該当する方を推薦してもらうなど、努力していただきたいです。

委員：P5のDV等家庭相談員の相談件数ですが、相談者数なのか、それともレポートも含めた人数なのでしょう。次に、P12に母子自立支援員の活用とありますが、DVに関してこうした子育て部門との連携はどのようにしていますか。また、P6のデートDV予防セミナーではどのような内容のものを伝えているのでしょうか。

事務局：相談件数については、レポートも含めた人数です。子育て部門との連携については、一時保護施設に入所した方で、子どもが小さいなど今後の生活に不安を抱えている母子については、母子自立支援施設への入所についても案内

しています。子どもの虐待がある場合は、家庭児童相談室と情報連携等をしております。デートDV予防セミナーの内容については、暴力が身体的なものだけでなく、精神的、性的、経済的なものもあることを伝えています。また、中学生にロールプレイングをやってもらい、どのように感じたか考えてもらいながら、人と人とのより良い関係を築いていくことを伝えています。講師は、DV被害者支援をしているNPO法人と、人権擁護委員にお願いしています。

委員：生徒にいい影響があると思うので、もっと広げてやっていただきたいです。年次報告書の全体に言える事ですが、実績値等、もう少し活動の状況が分かるような形でないと計画を策定する際に意見が出しづらいのではないかと思いますので、今後検討いただきたいです。また、人権・国際課と他の課がやっている事業が一緒に記載されているので、少し分かりにくいと感じました。

委員：P17の防犯パトロールですが、ここに記載されている人数は、パトロールした人数なのか、それともパトロール員の人数なのでしょう。

委員：今、私は地域で防犯パトロールを行っていますが、これはパトロール員に資格証のようなものを発行している人数です。一定期間募集しているのではなく、一年中募集しております。

事務局：各町会スクールガードということで学校と連携しながら積極的にご協力いただいております。

委員：仕事で学童保育をやっているのですが、不審者情報が出るときもあるので、非常に大事な仕事をしていただいていると思っています。これは、全市的に行っているものですか。

事務局：各町会で取り組みの度合いは少し異なりますが、全市的に取り組んでいただいております。

委員：是非継続して、広めて行って欲しいです。

委員：先月も他市で子どもの誘拐などがありました。学校から緊急に人を増やして欲しいということもあった。また社会福祉協議会の小域福祉ネットワークの活動においても、子どもや高齢者の見守りをしている。

委員：小学校のPTA会長をしており、パトロールも大切なのですが、保護者の前で話すとき、夕方に子どもと一緒に歩いて危険なところを子どもに認識させる必要があると言っています。

DVなどは市が啓発を行っていますが、最終的には地域が大事ではないかと思っています。DVの被害にあっている方は言いづらいところがあるので、まずは地域の人が気にかけてあげることが必要であると思います。

議長：今は、公園や保育園の子どもたちの声などが問題になっていますが、顔見知りの子どもであれば感じ方が全く違う。全く知らない子どもなのでうるさいとい

うことになる。子育ては親が第一義であるが、子育てに参加する地域を作っていくことが重要だと思います。

委員：市原市の補導員の役員もしているのですが、大人も注意すると仕返しされることがあると聞いており、大人も注意するのが怖いという状況があります。今、コンビニに中高生が夜遅くにいると、すぐ学校に通報してしまい、学校に全部押し付けてしまう場合がある。地域の人が守ってあげないといけないと考えています。

議長：今の時代、男女共同参画の面で言うと性暴力や小学生の女の子など、弱い方に暴力が向かっていってしまっています。大人が智恵を出していくことが大切ではないでしょうか。

委員：子どもが帰る時間であっても、大人が見守っている地域とそうでない地域があるように感じています。地域の温度差が無くなるといいのではないかと思います。私は外から来たが、古くからある地域に入ると、誰とつながっているのか分かりにくいし、新しい転入者の方に何かあるといいのではないかと思います。

事務局：各町会長が集まるまちづくり懇談会で、一番大きな問題は役員の成り手の問題で、町会に若い人が参加してくれないということがあります。役員も高齢者が多くなっていて、責任感のある方がスクールガードなどを行っていたいている。人口が減少している中、町会単位での関わりは必要不可欠ではないかと思っています。今後、地域の方々が町会や学校単位で地域のことを考えてもらえるよう、私たちも働きかけないといけないと考えていますし、地域の皆さんにもそういった時間を設けていただきたい。

議長：東日本大震災以降、近隣の方を知っていることの重要性が高まっていると思います。学校区または町会単位で顔の見える関係を築いていくことはとても大切です。男女共同参画の面でみると、町会の会長さんは男性の割合が高く、慣習でそうなっている場合が多い。若い人が町会に出て行きやすいように考えていくことは、今後の地域コミュニティに必要であると思います。女性も意見を出していくことが重要かと思っています。

委員：私のいる地域では、比較的古くからある地域ですが、女性の意見も大事にしてくれていると思う。若い人も積極的に参加している。

議長：先進的な事例であれば、他の進んでいない町会へ伝えられればいいのではないのでしょうか。

委員：町会に入っている、入っていないに関係なく、古くからあるお祭りや市民祭りに参加して一緒に汗をかけば、すぐ仲良くなると思うので積極的に参加して欲しいです。古くからいる住民については伝統があるので、新しく入ってきた方には、まずは積極的に参加して馴染んでいただくと良いと思います。

議 長：続きまして議事(2)市原市 DV 防止基本計画策定に向けた基本的な考え方について、事務局より説明願います。

事務局：((2)市原市 DV 防止基本計画策定に向けた基本的な考え方について、資料に基づき事務局より説明)

DV 防止基本計画については、当初今年度策定予定でした。しかしながら、アンケートなど現状を把握し計画のイメージをつくったところ、現状で既に行っている内容のものが多く、予算を伴う事業を検討する場合、財政的な裏づけが必要であることから、来年度策定予定の市の総合計画で事業の検討を行った後に各種計画と整合を図りながら策定することが望ましいと考えています。また、策定にあたっては現行の男女共同参画社会づくりプランが平成 27 年度までであることから、男女プランに盛り込むかたちでの策定についても検討していきたいと考えています。

議 長：ただいまの説明についてご意見があればお願いいたします。

委 員：単独で策定するのと、男女の計画に入れて策定するのは、それぞれどのようなメリットがありますか。

委 員：現行の男女のプランについては 9 年間という長い期間になっています。しかし、DV については緊急を要することがあります。多角的に見られるため、DV に特化するより男女のプランに入れる方が良いと考えているのですが、計画期間については現状でどのように考えているのでしょうか。

事務局：資料でまとめたものは、主に現状でやっている施策等から整理したもので、急いで策定すべきものなのかということについては、現状でもこれだけのことをやっているということになります。

来年度、市の総合計画の策定が控えています。その中で DV や男女共同参画等について振り分けながら、新しい施策展開について考えていきたいということから、整合性を図るためにもう少し時間をいただきたいと思えます。DV 防止基本計画を男女のプランに入れるのか、単独でつくるのかということについては、DV 一つの話ではないと考えています。男女のプランや総合計画といった全体的なことを考えていきながら DV についての取組みを考えていくのが良いと考えています。

委 員：配偶者暴力相談支援センター等の機能の拡充を考えるのであれば、単独で策定する方が良いのではないのでしょうか。男女のプランと相互にかみ合うところはあると思いますが、より積極的に取組んでいくことが分かるので、それぞれ分けて作る方がよいと思えます。

事務局：見せ方の問題であると思えますので、今後ご意見をいただきたいと思えます。

議 長：男女の計画に入れるということであっても、DV の問題も丁寧に扱っていくことは変わらないと思えます。見せ方の問題であると思えますが、先進的に

取組んでいる市町村は、単独で策定しています。

今後、総合計画等と整合性を持たせた上で策定するという点については同意いただけたということですのでよろしいでしょうか。

委員：異議なし

議長：今後、どのようにしていくのかを議論していきますので、よろしくお願いたします。それでは続きまして、その他として、ファミリーマートのレディースデーについて事務局より説明をお願いします。

事務局：コンビニエンスストアのファミリーマートが、7月からファミマ T カードの会員に対し、水曜日にレディースデーを実施し、女性会員のみ2倍の T ポイントを付与していることが、市原市男女共同参画社会づくり条例第 7 条における性別を理由とする差別的取扱いにあたるのではないかとこの相談がありました。市では正当な営業活動の一環であり差別的取扱いにはあたらず、また T ポイントの付与については会員規約を承諾した上でサービスを受けているもので、また、会員に限定されているものであるため、行政が関与できるものではないと既に回答しております。このことについて、委員の皆さんの意見を伺います。

委員：この方は、市原市に条例があることを知っていて相談に来たのでしょうか。

事務局：認識して来ています。

委員：逆にこういった営業活動について行政が指導できるのでしょうか。

事務局：社会的に明らかに差別にあたるということであれば、営業活動であっても指導する部分が出てくるかもしれません。このケースについては、正当な営業活動であり、差別にまではあたらないというのが市の見解です。また、憲法において営業の自由が保障されていますので、なかなか指導等ができるものではないと考えています。

委員：特典というのは、いろいろな企業でやっていますが、たまたま女性に限ったことに対して言っているのではないのでしょうか。

委員：全国的に展開しているもので、営業活動として会社の方針でやっていることなので、市原市が言えることではないと思います。

議長：近年、女性の活躍促進と言われていています。多くの場合、これまで女性の方が脇に置かれていることが多かったこともあるので、あまり良く感じない方が出てきているのではないのでしょうか。

ファミリーマートが営業活動として、どの顧客が大事かと考えるときに、女性にたくさん来て欲しい、女性の方が購買力があって、女性の方が営業活動にプラスであれば、レディースデーをつくるというのはマーケティングの原理から言っても妥当だと思います。行政が行っている施策あれば苦情として受け付けますが、民間同士であれば、差別的な張り紙をしている店があるな

ど、余程差別的なことでなければ、行政が介入すること難しいと思います。行政が介入することは、民間の営業活動に問題があるので、市のような回答になるかと思います。

事務局: こういう事例が出てきているということを委員の皆様にも気に留めておいていただければと思います。これからも意見をいただきたいと思いますのでよろしく願います。

議長: そのほか何かございますか。  
それでは時間になりましたので、会議を終了いたします。本日はありがとうございました。